

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

○ 労働参加の促進と年金水準の確保等のため、500人以下の企業(※)について、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への被用者保険の適用拡大を可能とする。**【平成29年4月施行】

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

現行

○週30時間以上

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月～)

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 501人以上の企業等
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

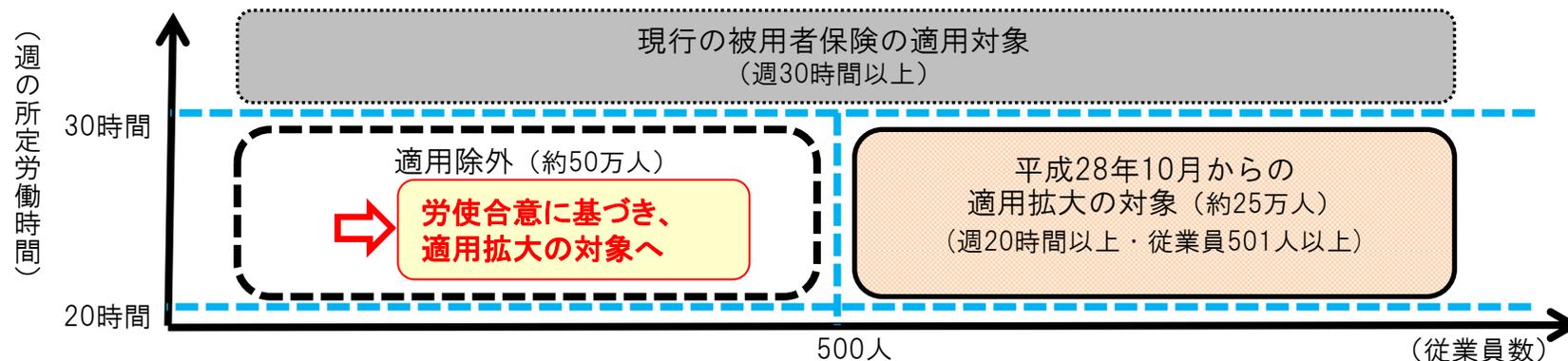
500人以下の企業等にも適用拡大

左記①～④の条件の下、**500人以下の企業等**について、

- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- ・国・地方公共団体は、**適用**とする

※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を更に実施する予定。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)